別紙2

フロン類回収業登録申請書等添付書類チェックリスト

申請者名　：

No.	申請等区分 添付書類	新規	更新	変更届 住所	氏名又は名称	（法人）代表者、役員	（未成年者）法定代理人	フロン類種類、設備、能力等	事業所名、所在地（施設等）	備　　考
①	誓約書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	・申請者が法56条第1項で定める欠格要件に該当しないことを証する書面（法文を十分に確認のこと）
②	（個人）申請者の住民票の写し	○	○	○	○					・発行日より3か月以内のものに限る。・住民票の写しは、本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。
③	（法人）登記事項証明書 （履歴事項全部証明書）	○	○	○	○	◎				・発行日より3か月以内のものに限る。
④	（法定代理人が個人） 法定代理人の住民票の写し	○	○				◎			・発行日より3か月以内のものに限る。
⑤	（法定代理人が法人） 法定代理人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し	○	○				◎			・発行日より3か月以内のものに限る。
⑥	フロン類回収設備の所有権を有することを証する書類	◎	◎					◎	○	・自ら所有している場合 購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうちいずれかの写し ・所有権を有しない場合 借用契約書、共同使用規定書、管理要領書、貸与承諾書等のうちいずれかの写し
⑦	フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類	◎	◎					◎	○	・取扱説明書、仕様書、カタログ等のうちいずれかの写し（種類及び能力が記載された箇所のみの写しで可）
⑧	通知書の写し	―	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	・更新登録申請、通知書の書換が必要な変更届の場合は原本を添付
⑨	本県のその他の登録通知書及び許可証の写し	○	○							・引取業登録、解体業・破砕業許可の該当ある場合は添付

＊申請手数料（静岡県収入証紙）：新規（5000円）、更新（4000円）、変更届（無料）

◎ ：必ず添付が必要な書類
○ ：該当すれば、添付が必要な書類
＊ ①～⑧は、省令で規定されている添付書類

〈注〉　複数の申請を同時に行う場合、添付書類のうち共通するものについては、それらの申請のうちの一つに添付されていれば、他の申請については省略できる（例えば、フロン類回収業の登録申請と解体業の許可申請を同時に行う場合など）。
別添3『添付書類省略理由書』を添付する